

1 推進体制

(1) 山形県再犯防止推進協議会

計画の推進にあたっては、地域の様々な機関が連携・協力しながら再犯防止の施策を推進する必要があります。そのため、国の機関や更生保護団体、関係団体等で構成する「山形県再犯防止推進協議会」を設置し、関係機関が連携しながら本県の実情に応じた再犯防止の取組を総合的・計画的に推進します。

(2) 山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議

再犯防止対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、再犯防止対策を総合的に推進するため、「再犯防止推進連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。

2 進捗管理

策定した山形県再犯防止推進計画については、山形県再犯防止推進協議会において、計画の進捗管理や評価・検証等を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

- 1 再犯の防止等の推進に関する法律（概要版）
- 2 国再犯防止推進計画（概要版）
- 3 山形県再犯防止推進協議会設置要綱
- 4 山形県再犯防止推進協議会の関係機関、民間団体の紹介
- 5 山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議設置要綱
- 6 計画策定の経過
- 7 用語の説明

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

参考資料3 山形県再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 山形県における再犯の防止等に関する施策を推進するため、山形県再犯防止推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画（仮称）の策定及び推進等に関すること。
- (2) その他、山形県における再犯の防止等の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体を構成員として組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は山形県健康福祉部次長が務める。
- 3 会長は、会務を総括し、これを代表する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 3 必要に応じて、協議会の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(個人情報の保護)

第5条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、山形県健康福祉部地域福祉推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

別表（第3条関係）

山形県再犯防止推進協議会構成団体

区分	所 属	
国	山形保護観察所	
	山形刑務所	
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所	
	山形地方検察庁	
更生 保護 団体	山形県保護司会連合会	
	更生保護法人 羽陽和光会	
	更生保護法人 山形県更生保護事業協会	
	山形県更生保護女性連盟	
関係 団体 等	山形県BBS連盟	
	特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構	
	特定非営利活動法人 鶴岡ダルク	
	山形県地域生活定着支援センター	
	特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里	
	山形県社会福祉協議会	
	山形県民生委員児童委員協議会	
	山形県老人クラブ連合会	
	山形県老人福祉施設協議会	
	山形県知的障害者福祉協会	
	山形県救護施設連絡協議会	
山形県弁護士会		
山形県社会福祉士会		
県	山形県健康福祉部	事務局

参考資料4 山形県再犯防止推進協議会の関係機関、民間団体の紹介

【更生保護団体】

山形県保護司会連合会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をするほか、刑事施設や少年院に入っている人がスムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の生活環境の調整や相談を行っています。山形県には、11保護区で、630人（R2.1現在）の保護司が活躍しており、各地区に保護司会が組織され、県域では保護司会連合会が組織されています。

更生保護法人 羽陽和光会

羽陽和光会は、矯正施設等を出た方などで、頼るべき人がおらず住居もないなどの理由で、ただちに自立することが困難な方々の円滑な社会復帰を支援する、県内で唯一の更生保護施設です。定員は男子20名で、山形保護観察所の委託により入所者を受け入れて、24時間365日、入所者の自立に向け生活指導や就労援助、親族、関係者との調整などを行っています。

更生保護施設は、地域の方々の理解と協力が不可欠です。特に、地元町内会や保護司会、更生保護女性会はじめ、更生保護関係団体等の皆様の御理解と御支援が大きな支えとなっています。これまで築いてきた地域との良好な関係をもとに、さらに地域の方々に頼りにされる施設となるよう心掛けて運営していきます。

更生保護法人 山形県更生保護事業協会

山形県更生保護事業協会は、昭和47年に財団法人（当時）として設立され、その後、更生保護事業法の制定に伴い、平成8年4月に更生保護法人として法務大臣から認可を受け、一時保護事業・連絡助成事業を担っています。

本協会は広く更生保護の思想を浸透させ犯罪や非行のない社会を築くため、犯罪・非行の予防活動を助成し、その充実・発展を目指して事業活動を展開してきました。その事業内容は、法務大臣から委嘱され、犯罪や非行に陥った人たちが立ち直れるように相談や助言をしていただいている保護司（保護司会）、女性の立場から犯罪予防活動や子育て支援活動をしている更生保護女性会、お兄さん、お姉さんの立場で支援活動を行っているBBS会、事業主の立場から、犯罪や非行に陥った人を積極的に雇用し、その立ち直りを援助していただいている協力事業主、犯罪や非行に陥った人たちが、更生の足がかりを得られるまで宿泊施設や食事の提供をしている更生保護施設（羽陽和光会）に助成を行っています。さらに犯罪や非行の予防活動や啓発・宣伝活動の「社会を明るくする運動」への支援を行っています。

一時保護事業としては、刑務所等を出所したものの家族のもとに帰る旅費がない場合や、一時的に生活費が不足する場合などの援助等も行っていきます。

山形県更生保護女性連盟

山形県更生保護女性連盟は、全国につながる団体で県下 21 地区会約 1,830 名の会員が活動をしています。活動の原点は、終戦直後ひもじさ等から犯罪等に手を染めざるを得なかった子ども達や、路上生活を送る戦争孤児をみかねて「ほっとけない」と立ち上がった婦人たちの活動です。

現在は、①更生保護の心を広め明るい社会をつくること②子育て支援の 2 つを柱に、地域のニーズに応じた活動をしています。

①の具体的な活動としては、刑務所や保護観察所へのお手伝いとして釈放前教育(刑務所入所者との座談会)や社会貢献活動、矯正展へ参加をしています。また、更生保護施設羽陽和光会へは、夕食会の手伝い、ハンドベル演奏、励ましの絵手紙、手作り梅干や西瓜、激励金、衣類等を持参し訪問をしています。早く安定した社会復帰ができるようにと思いを込めて活動しています。

②の活動では、地域で必要なことを自ら見つけて実施しているのでバラエティに富んでいます。挨拶や愛のひと声運動、登下校時見守り、子育て支援センターでの運営の手伝い、保育所・小学校での行事の手伝い、読み語りやとんと昔語り、食における支援等です。それぞれの活動が、ほっこりした子育て環境とママたちの子育てのサポートになれば、健やかな青少年の育成につながるという思いで活動しています。

山形県 B B S 連盟

B B S は Big Brothers and Sisters Movement の略称です。その名のとおり、少年少女たちに近い世代の兄、姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。全国で 5 千人近い会員がおり、山形県では約 100 名の会員が在籍しています。

B B S の活動は主に「ともだち活動」、「グループワーク」、「研さん活動」と保護観察所等と協力し少年たちとの社会奉仕活動の協力や非行防止活動を行います。特に「ともだち活動」では保護観察中の少年を相手に兄や姉のような存在となって相談相手になったり、学習支援を行ったりします。「グループワーク」では複数の少年たちと B B S 会員がスポーツやレクリエーションを行い、共に楽しむ活動です。どちらも少年たちの心に寄り添う活動です。しっかりと心に向き合うために様々な研修を行うのが「研さん活動」です。犯罪の背景を学んだり、ロールプレイングを通してコミュニケーションの取り方を考えたり、色々な遊びを実践して楽しみ方を覚えたりします。

B B S は少年に年齢が近いからこそ、ごく普通の人間だからこそ、共感を通して少年の心に向き合える存在です。自分の心を開けば、誰にでもできるボランティアです。

【関係団体等】

特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構

山形県就労支援事業者機構は、再犯のない社会を作るために、山形県内の経済界の協力により犯罪者などに就労支援を行い、安全な社会づくりに貢献する組織です。機構では、協力事業主等が対象者を雇用するにあたり、予算の範囲内で健康診断の費用や作業着購入、ハローワークでの職業訓練等の費用を助成するほか、国の支援制度の情報提供を行います。

再犯防止には、何よりもまず就労支援が大切です。仕事をはじめ生活基盤の確保の支援（就労支援・住宅確保支援・継続的な見守り支援）が強く求められています。

機構では、協力事業主の開拓や刑務所出所者等の就労支援を通して、地域社会の治安の確保に協力しています。

■山形県就労支援事業者機構の概要

会員数 約 400（県内 11 地区会）

建設業 227 社、サービス業 39 社、製造業 41 社 など多様な業種の会員がおり、積極的な採用への協力をお願いしています。

特定非営利活動法人 鶴岡ダルク

ダルクとは、様々な薬物（覚せい剤、シンナー、大麻などの規制薬物や処方薬）がやめたくてもやめられない薬物依存症という困難な病気からの回復を図ることを目的としているリハビリ施設で、全国各地に設置されています。

鶴岡ダルクでは、施設において薬物依存者等を受入れ、共に共同生活をしながら、グループミーティング等による回復プログラムを実践するとともに、処方薬依存、アルコール依存、ギャンブル依存等を含め、再発しないための通院調整等の治療のサポートを行っています。治療が困難で常に依存症と対峙する必要がある薬物依存は、治療が長期に及ぶことから、病院等で開催される退院支援委員会等に毎月出席するなど医療機関や関係機関等との連携を密にしながら、利用者の薬物等依存からの脱却をサポートしています。

このほか、薬物事犯者に対する再乱用防止の取組として、山形刑務所・新潟刑務所において、薬物依存離脱指導（ミーティング）を継続的に行うほか、保護観察中の者を対象にミーティングや個人面談等を実施し、円滑に社会生活を送るための助言等を行っています。また、施設内においても、医療機関と連携した「薬物再乱用防止プログラム」を実施しています。

薬物事犯者に対しては、保護観察所が行う通常の指導監督 及び補導援護を実施するだけでなく、地域の医療・援助機関等による薬物依存の改善に関する医療又は援助を適切に確保し、一体的な処遇を行う必要があります。鶴岡ダルクでは、地域の援助機関として、薬物問題を抱える本人や家族の相談対応や家族等に対する支援を実施するとともに、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく関係機関や民間支援団体との連携をさらに進め、学校等からの依頼に基づく、講師派遣など薬物乱用防止に向けた普及啓発にも取り組んでまいります。

山形県地域生活定着支援センター

「地域生活定着支援センター」は、全国各都道府県に設置され、刑務所等矯正施設の退所予定者等で高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする者に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関です。国の定める「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号）に基づき、次の業務を行います。

- ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整を行うコーディネート業務
- イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里

蔵王いこいの里では、山形保護観察所の委託を受け、自立準備ホームとして、主に青少年の保護観察対象者の更生を支援しています。

■主な活動

- ・生活習慣の改善及び食生活改善
- ・体力づくり
- ・農作業体験を通してのコミュニケーション訓練
- ・学習支援（毎日漢字の書き取り・計算等）
市町村教育委員会や各学校との連携
義務教育期間中の公立学校に限り登校日数扱い
定時制及び通信制高校等への通学・学習支援
- ・就労訓練
近隣果樹園や企業での就労体験
ハローワークとの連携
- ・家族関係の修復
年3回保護者会を実施。個別面談、勉強会の実施
- ・居場所づくり
卒寮後でも気軽に訪問できるよう環境整備

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された民間非営利組織であり、自主性と、様々な分野の関係者や地域住民に支えられた公共性・公益性を併せ持ち、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

山形県社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会及び県内 35 市町村社会福祉協議会をはじめ、各関係機関や福祉関係団体等とのネットワークのもと、全県的な福祉活動の推進、調査研究、提言活動、福祉人材の確保・育成などを通して、誰もが心豊かに暮らせる地域社会づくりに取り組んでいます。

地域社会と個々の住民のつながりが希薄化し、ひきこもりや虐待、生活困窮など様々な生活課題が懸念されている中で、判断能力が不十分な方が福祉サービスを利用する上での支援をはじめ、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る地域共生社会の実現を目指した取組を進めています。

山形県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、自らも地域住民の一員として、地域の身近な相談相手として常に住民の立場に立ち、一人ひとりに寄り添いながら、経済的困窮による生活上の困りごと、健康や介護の悩み、妊娠や子育ての不安など様々な相談に応じています。相談内容によっては、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役の役割も担います。また、民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密は守られますので安心して相談いただけます。

山形県民生委員児童委員協議会は、県内 35 の市町村民生委員児童委員協議会（136 の法定単位民生委員児童委員協議会）に所属する 2,924 人の民生委員・児童委員により構成され、研修事業、調査・研究、広報・啓発、連絡調整等、民生委員・児童委員活動の支援や、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指した取組を進めています。

山形県老人クラブ連合会

老人クラブは、地域単位に構成され、高齢者が主体的に「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」を相互に関わりを持ちながら総合的に取り組んでおります。

2019年版の「再犯防止推進白書」では、高齢者の再入率が高いことが取りあげられ、その多くは生活困窮や孤独・孤立で、社会に戻っても居場所がなく更に罪を重ねるといった悪循環となっています。

住み慣れた地域社会に生活環境等を整え、罪を犯した人たちを温かく受入れ、更生と再犯防止の一元化を図っていくことが重要であると思っております。

私たちの団体においても、関係機関との連携を図りながら、高齢者の立場で見守り寄り添い、つながりを大切に支援できる体制づくりに向け、学習の機会を設けていきたいと考えています。

一般社団法人 山形県老人福祉施設協議会

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会は、県内の老人福祉施設の経営の充実と健全な事業の発展を期するため、会員の連絡調整と調査・研究・研修の事業をもって老人福祉の向上に寄与することを目的として設立しました。現在は山形県内の養護老人ホーム13、特別養護老人ホーム129、特養併設型デイサービス75、単独設置型デイサービス19、計236施設・事業所で構成されている団体であり、施設利用者の状態に応じた適切なサービスを提供しています。

山形県知的障害者福祉協会

山形県知的障害者福祉協会は、知的障がいのある人たちが人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を実現できるよう、県内で障がい福祉サービス（施設入所支援、生活介護、就労継続支援、共同生活援助、居宅介護、短期入所、相支援等）を提供している84の施設・事業所を会員とした団体で、職員を対象とした研修会やセミナー（権利擁護・支援力向上等）の開催、当事者活動支援、障がい者施策推進のための政策提言等の活動を行っています。

福祉の支援を必要とする触法障がい者を受け入れにあたっては、職員の理解と各関係機関との情報交換・共有、連携を取りながら進めていくことが重要となります。また、その後の再犯を防止するためにも、将来を見据えた利用中の支援のあり方について継続した協力体制が不可欠と考えます。

山形県救護施設連絡協議会

救護施設は、生活保護法に基づき運営されている福祉施設です。山形県には3か所あり、身体や精神の障がいや経済的なこと等の何らかの課題を抱え、1人の力では日常生活を送ることの困難な方が、健康的に安心して過ごすことのできる施設です。

施設では、日常生活支援や生産活動等を通して生活の基盤を整え、潤いと生きがいを持ち、地域で再び生活するための支援を提供しています。犯罪歴のある方の入所もあり、生活の基盤を整え、行政や病院・他の福祉関係機関と連携を図り適切な福祉サービスを受けることで、再び地域で生活している方もいます。

救護施設では、他関係機関と連携をして施設利用者の新たな生活に向けて支援をしていきます。

山形県弁護士会

罪を犯した人が社会に戻ったときに、生活環境の安定が再犯防止のためには重要です。そこで、弁護士は、担当する刑事事件の弁護活動の一環として、生活環境の安定を目指し公的な福祉制度につなげるなど諸々の活動を行っています。

弁護士会では、その個々の刑事事件を担当する弁護人の候補者を裁判所に推薦したり（国選弁護人の場合）、弁護人を紹介したりしています（私選弁護人の場合）。

また、弁護士会では、「犯罪加害者家族支援センター」を設置しています。

上記センターは、直接的には犯罪加害者の家族の支援を目的としていますが、加害者が立ち直るためには受け入れる家族の協力が不可欠ですので、再犯防止という積極的意味も有しています。上記センターでは、弁護士を配置し、家族からの電話相談や面談相談を実施しています。

山形県社会福祉士会

山形県社会福祉士会は、現在589名の会員で組織しており、その多くは、福祉施設や社会福祉協議会の現場で、利用者の権利を守るという視点で相談援助の業務を行っています。

本会では、電話及び来所による権利擁護に関する相談を常設で、山形県社会福祉士会の事務局に開設をしており、犯罪をした者等に関する相談も含めて、広く県民からの権利擁護に関する相談を受け、関係する機関等へつないでいます。

(目的)

第1条 再犯防止対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、再犯防止対策を総合的に推進するため、再犯防止推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議検討する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画（仮称）の検討及び推進に関すること。
- (2) 再犯防止対策に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、健康福祉部次長を委員長とし、委員長に事故等があるときは地域福祉推進課長がその事務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(召集)

第4条 連絡会議は、委員長が召集し、これを主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、健康福祉部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構 成 員		関連業務
健康福祉部	健康福祉部次長	(委員長)
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課長	防犯まちづくり
子育て若者応援部	若者活躍・男女共同参画課長	青少年健全育成指導
健康福祉部	新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課長	薬物依存者の支援、薬物乱用防止
	長寿社会政策課長	高齢者、地域包括ケア、認知症対策
	障がい福祉課長	障がい者福祉
産業労働部	雇用対策課長	職業訓練、就労支援
県土整備部	建設企画課長	雇用主への入札資格加点
	建築住宅課長	県営住宅、住宅政策
村山総合支庁	生活福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
最上総合支庁	地域保健福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
置賜総合支庁	地域保健福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
庄内総合支庁	地域保健福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
教育庁	義務教育課長	小中学校における非行防止対策
	高校教育課長	復学・修学支援
警察本部	生活安全企画課長	犯罪予防
	人身安全少年課長	少年犯罪の防止
	組織犯罪対策課長	暴力団関係の再犯防止
健康福祉部	地域福祉推進課長	事務局

参考資料6 山形県再犯防止推進計画策定の経過

令和元年	5月17日	山形県再犯防止推進協議会設置
	5月31日	再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議設置
	6月4日	令和元年度第1回山形県再犯防止推進協議会 ・法律、再犯防止を取り巻く状況の共有、策定の進め方の協議
	6月14日	令和元年度第1回再犯防止推進連絡会議 ・法律、再犯防止を取り巻く状況、策定の進め方の情報共有
	8月	再犯防止に関するアンケート調査実施 ・仙台矯正管区内矯正施設入所中の県内帰住希望者に支援ニーズ等を調査
令和2年	9月9日	令和元年度第2回山形県再犯防止推進協議会、第2回再犯防止推進連絡会議（合同開催） ・アンケート調査結果報告、関係課の施策等の情報共有
	3月6日	令和元年度第3回再犯防止推進連絡会議（書面開催） ・関係機関における再犯防止の取組の共有、県の取組等協議ほか
	3月6日	令和元年度第3回山形県再犯防止推進協議会（書面開催） ・関係機関における再犯防止の取組の共有、県の取組等協議ほか
	7月21日	令和2年度第1回山形県再犯防止推進連絡会議（書面開催） ・骨子案に対する意見の聴取
	7月27日	令和2年度第1回山形県再犯防止推進協議会 ・骨子案に対する意見の聴取
	9月7日	令和2年度山形県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・骨子案に対する意見の聴取
	令和3年	1月6日
	1月15日	令和2年度第2回山形県再犯防止推進協議会 ・素案に対する意見の聴取
	2～3月	パブリックコメント
	3月	計画策定

参考資料7 用語の説明

【あ行】

入口支援

一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所するに至る前の段階で、高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

【か行】

仮釈放

再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放すること。仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付される。

鑑別

非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。

帰宅先

帰宅先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

帰宅予定地

刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

起訴猶予

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことから不起訴とするもの。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

協力事業主（協力雇用主）

保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。一般的には、「協力雇用主」だが、山形県では「協力事業主」と呼称している。本文では、「協力事業主」と表記している。

居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対し民間賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人として都道府県が指定するものこと。

刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。

刑務所

受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生に向けて、社会に適応するよう様々な処遇を行う施設。

更生保護サポートセンター

保護司を始めとする更生保護関係団体、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携の強化を図るための、地域における更生保護の拠点。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

更生緊急保護

更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 85 条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後 6 月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に 6 月を超えない範囲内）において行うことができる。

更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援する施設。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

更生保護法人

更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。

コレワーク

矯正就労支援情報センター室の通称。受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。

【さ行】

再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

C F P (Case Formulation for Probation/Parole)

保護観察対象者との面接、裁判関係資料等からの情報収集を踏まえて、再犯・再非行の誘発要因と改善更生を促進する要因、それぞれの背景要因、相互作用などを理論的・実証的根拠に基づいて分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするアセスメントツールのこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称 SDGs)

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことがうたわれている。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。

社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

少年鑑別所

①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。

処遇

警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。

自立準備ホーム

刑務所・少年院などを出所した後、帰る家のない者が、自立できるまでの間、一時的に住ることのできる民間の施設。あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行っている。

新受刑者

裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所した受刑者。

セーフティネット住宅

低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として都道府県等が登録した住宅のこと。

生活環境の調整

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰宅環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づき福祉事務所設置自治体に設置され、生活困窮者からの相談を受け、本人が自立した生活を送ることができるよう包括的・継続的な支援を行う機関。

【た行】

地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業(現在は地域生活定着促進事業)」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関。

地方検察庁

検察官の行う事務を統括する機関。地方検察庁は各都道府県庁所在地等に置かれ、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件を取り扱い、捜査及び起訴・不起訴などの処分を行っている。

特別調整

矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がい者を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。

【は行】

非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

- ①「犯罪少年」罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。
- ②「触法少年」14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ③「ぐ犯少年」保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などを行う際の名称。

暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済に寄与することを目的として、公安委員会の指定により各都道府県に一つずつ設置された機関であり、県民や各自治体が暴力追放運動を推進するための拠点としての活動を行っている。

保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がある対象となる。

保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事する国家公務員。

保護観察所

主に家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放等になった人、保護観察付執行猶予になった人などに対する保護観察などを行う機関。全国に50か所あり、それぞれ地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている。

保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

山形県再犯防止推進計画

令和3年3月

編集・発行 山形県健康福祉部地域福祉推進課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2269
<http://www.pref.yamagata.jp/>
